

申告書の記載例② (給与やその他の収入がある場合)

例

〈所得から差し引かれる金額に関する事項〉

- 生命保険料の支払(新生命保険料) 204,000円
- 地震保険料の支払 25,000円

- 医療費控除 支払医療費 302,000円
- 保険金などで補填される金額 157,000円
- 寄附金の支払(〇〇市などに対するもの) 120,000円

〈給与所得の源泉徴収票〉

平成29年分 給与所得の源泉徴収票			
支払元	〇〇市△△町X-X-X-X	支払先	〇〇市△△町X-X-X-X
給与・賞与	1,752,000	源泉徴収税額	900
給与	1,051,200	源泉徴収税額	271,780
賞与	1,031,780	源泉徴収税額	0

〈公的年金等の源泉徴収票〉

平成29年分 公的年金等の源泉徴収票			
支払元	〇〇市△△町X-X-X-X	支払先	〇〇市△△町X-X-X-X
年金の支払金額	2,028,000	源泉徴収税額	17,916
年金の支払金額	2,028,000	源泉徴収税額	0

〈公的年金等以外の年金額等のお知らせ〉

平成29年分 〇〇保険の支払年金額等のお知らせ	
年金の種別	確定年金
年金の支払金額(収入金額)	1,287,840
年金の支払金額に対応する掛金額(必要経費)	1,008,812
差引金額	279,028
源泉徴収税額	28,488

第一表

手順1
7ページ参照

手順2
8ページ参照

手順3
11ページ参照

〇〇 税務署長
30年 2月 16日 平成 29 年分の 所得税及び復興特別所得税の確定申告書A

住所: 〇〇市△△町X-X-X-X
氏名: 国税 太郎
生年月日: 3280901
個人番号: XXXXXXXXXX

収入金額等	給与	1,752,000	公的年金等	2,028,000	その他	1,287,840	合計	5,067,840
所得金額	給与	1,051,200	雑	1,425,028	配当	1,200,000	一時	746,000
所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	271,780	生命保険料控除	4,000	地震保険料控除	25,000	寡婦・寡夫控除	0
	医療費控除	45,000	寄附金控除	113,000	合計	1,254,780		
税	課税される所得金額	2,087,000	上の②に対する税額	111,200	配当控除	1,200	政党等寄附金等特別控除	2,000
金	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	335,000	所得税及び復興特別所得税の額	99,241	外国税額控除	0	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	656,820
の	所得税及び復興特別所得税の額	204,100	所得税及び復興特別所得税の額	204,100	所得税及び復興特別所得税の額	335,000	所得税及び復興特別所得税の額	335,000
計	所得税及び復興特別所得税の額	204,100	所得税及び復興特別所得税の額	204,100	所得税及び復興特別所得税の額	335,000	所得税及び復興特別所得税の額	335,000
算	所得税及び復興特別所得税の額	204,100	所得税及び復興特別所得税の額	204,100	所得税及び復興特別所得税の額	335,000	所得税及び復興特別所得税の額	335,000
その他	配偶者の合計所得金額	464,040	配偶者の合計所得金額	464,040	配偶者の合計所得金額	464,040	配偶者の合計所得金額	464,040

確定申告書には、申告の都度、マイナンバー(個人番号)を記入する必要があります。

手順4
20ページ参照

手順5
24ページ参照
該当する事項がある方のみ記入

手順5
24ページ参照
還付される税金のある方のみ記入

確定申告書には、申告の都度、控除対象配偶者や扶養親族などのマイナンバー（個人番号）も記入する必要があります。
 なお、還付申告の方で、申告する所得が年末調整を受けた給与所得で、配偶者（特別）控除や扶養控除に異動がないときは、第二表の⑫～⑭欄のマイナンバー（個人番号）の記入を省略できます（⇒11ページ）。

第二表

平成 29 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書 A

手順 1
7ページ参照

住所 ○○市△△町××××

フリガナ nationality 太郎

手順 2
8ページ参照

所得の種類	種目・所得の生ずる場所又は給与などの支払者の氏名・名称	収入金額	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
給与	給料 ○○産業株式会社	1,752,000	900
雑	年金 ○○組合	2,028,000	17,916
雑	雑 積立年金 ○○保険	1,287,840	28,488
配当	株式の配当 ○○電気株式会社	120,000	18,378

23ページ参照

所得の種類	種目・所得の生ずる場所	収入金額	必要経費等
雑	上記のとおり	1,287,840	1,008,812
配当	上記のとおり	120,000	0
一時	生命保険金 ○○生命	4,654,000	2,662,000

手順 2
8ページ参照

扶養親族の氏名	続柄	生年月日	別居の場合の住所
16歳未満の扶養親族			
個人番号			
扶養親族			
個人番号			
扶養親族			
個人番号			

手順 6
25ページ参照

給与・公的年金等に係る所得以外（平成30年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外）の所得に係る住民税の徴収方法の選択	<input type="radio"/> 自分で納付
配当に関する住民税の特例	
非居住者の特例	
配当割額控除額	6,000
寄附金税額控除	75,000
寄附金のうち、指定分	28,000
寄附金のうち、非指定分	17,000
別居の控除対象配偶者・控除対象扶養親族の氏名・住所	

FA0067

所得から差し引かれる金額に関する事項

⑥ 社会保険料の種類別支払保険料	⑦ 掛金の種類	支払掛金
源泉徴収票のとおり		271,780
合計		271,780

⑧ 新生命保険料の計 204,000

⑨ 旧生命保険料の計

⑩ 介護医療保険料の計

⑪ 地震保険料の計 25,000

⑫ 旧長期損害保険料の計

⑬ 控除額

⑭ 扶養控除額の合計

⑮ 雑損控除

⑯ 医療費控除

⑰ 寄附金控除

⑱ 特例適用条文等 措法41の18の2 措法41の18の3

第二表（平成二十九年分以降用）○第二表は、第一表に続き提出してください。○源泉徴収票、国民年金保険料の支払証明書を申告書に添付し、源泉徴収票は添付書類台紙に貼付してください。

手順 3
11ページ参照

21ページ/
計算明細書・
説明書等
参照

次のいずれかに該当する方は、申告書 A を使用できません。

- 申告分離課税（⇒27ページ）の所得がある方は、「申告書 B」と「第三表（分離課税用）」を使用します。
- 所得金額が赤字の方、所得金額から雑損控除額（⇒16ページ）や繰越損失額を控除すると赤字になる方は、「申告書 B」と「第四表（損失申告用）」を使用します。
- 「第三表」や「第四表」を使用する場合など、次の説明書をご用意していますので、必要に応じてご覧ください。
 『確定申告の手引き（損失申告用）』
 『譲渡所得の申告のしかた（記載例）』
 『株式等の譲渡所得等の申告のしかた（記載例）』
 『山林所得の申告のしかた（記載例）』

※ 「所得の内訳（所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額）」欄で、所得の種類が数多くあるときなど書ききれないときは、『所得の内訳書』を利用してください。
 このほか第二表の各欄で書ききれないときは、欄を分割するなどして記入してください。
 ※ 国税庁ホームページでは、このほかの記載例も掲載しています。

申告手続の流れ
 記載例
 手順 1
 手順 2
 手順 3
 手順 4
 手順 5
 手順 6
 知っておきたいこと
 添付書類
 振替納税申込み書
 下書き用申告書